

流域治水に関する法改正、予算の新規・拡充、税制改正

○法改正、施工規則改正に関する記者発表資料 · · · · · P1

○令和3年度 国土交通省予算 主な新規・拡充事項等 · · · · · P7

・水管理・国土保全局関係 · · · · · P7

・住宅局関係 · · · · · P12

・都市局関係 · · · · · P16

○令和3年度 国土交通省 税制改正 · · · · · P23



「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」

(流域治水関連法案) を閣議決定

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

2. 改正案の概要

(1) 流域治水の計画・体制の強化

- ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

(2) 沼澤をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援
- 等

(3) 被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進
- 等

(4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大
- 等

【問い合わせ先】

- 水管理・国土保全局水政課 米田、山田狩、降旗
代表番号 03-5253-8111 (内線: 35-228)
直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601
- 都市局都市計画課 安江、船岡
代表番号 03-5253-8111 (内線: 32-624)
直通番号 03-5253-8409 FAX番号 03-5253-1590

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算
(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み **「流域治水関連法案」** を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施



2. 汚濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進 (予算)

- 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設 (※予算・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明を義務化

～宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令の公布等について～

不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することを義務づけることとする宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が本日公布されました。

1. 背 景

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっているところです。そのため、宅地建物取引業者が不動産取引時に、ハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供するよう、昨年7月に不動産関連団体を通じて協力を依頼してきたところですが、今般、重要事項説明の対象項目として追加し、不動産取引時にハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明することを義務化することいたしました。

2. 改正の概要

①宅地建物取引業法施行規則について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務づけていますが、今般、重要事項説明の対象項目として、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を追加します。

②宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（ガイドライン）について

上記①の改正に合わせ、具体的な説明方法等を明確化するために、以下の内容等を追加します。

- ・水防法に基づき作成された水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップを提示し、対象物件の概ねの位置を示すこと
- ・市町村が配布する印刷物又は市町村のホームページに掲載されているものを印刷したものであって、入手可能な最新のものを使うこと
- ・ハザードマップ上に記載された避難所について、併せてその位置を示すことが望ましいこと
- ・対象物件が浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないと相手方が誤認することのないよう配慮すること

3. スケジュール

公布日：令和2年7月17日（金）

施行日：令和2年8月28日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 佐藤、古谷、木幡

代表電話：03-5253-8111（内線25121、25122、25135） FAX：03-5253-1557

令和2年2月7日
都 市 局
住 宅 局

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～安全で魅力的なまちづくりを推進します～

頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。また、こうした取組に併せて、駅前等のまちなかにおける歩行者空間の不足や、商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要です。

この法律案は、これらの課題に対応するため、安全で魅力的なまちづくりを推進するためのものです。

2. 概要

(1) 安全なまちづくり

① 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- i) 災害レッドゾーンにおける自己業務用施設の開発を原則禁止（都市計画法第33条）
- ii) 市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発許可の厳格化（都市計画法第34条）
- iii) 居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発に対する勧告・公表（都市再生特別措置法第88条）

② 災害ハザードエリアからの移転の促進

- i) 市町村による災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画作成（都市再生特別措置法第81条等）

③ 居住エリアの安全確保

- i) 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- ii) 市町村による居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」の作成（都市再生特別措置法第81条）

(2) 魅力的なまちづくり

① 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定（都市再生特別措置法第46条第2項第5号）し、以下の取組を推進

- i) 官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出（公共による車道の一部広場化と民間によるオープンスペース提供等）※予算・税制両面から支援（都市再生特別措置法第46条第3項第2号）
- ii) まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）（都市再生特別措置法第62条の10等）
- iii) イベント実施時などにまちづくり会社等の都市再生推進法人が道路・公園の占用手続等を一括して対応（都市再生特別措置法第62条の8）等

② 居住エリアの環境向上

- i) 居住誘導区域内における病院・店舗など日常生活に必要な施設について用途・容積率制限を緩和（都市再生特別措置法第81条、都市計画法第8条、建築基準法第52条等）
- ii) 居住誘導区域内における都市計画施設の改修促進（都市再生特別措置法第81条等）

問い合わせ先

(1) 及び (2) ②関係

都市局都市計画課 安井、村井

TEL 03-5253-8111 (内線 32-682、32-683)、03-5253-8409 (直通) FAX 03-5253-1590

うち (2) ②i) 関係 (建築基準法に限る) 住宅局市街地建築課 佐藤、森本

TEL 03-5253-8111 (内線 39-613、39-664)、03-5253-8516 (直通) FAX 03-5253-1631

(2) ①関係

都市局まちづくり推進課 城、佐藤

TEL 03-5253-8111 (内線 32-552、32-545)、03-5253-8406 (直通) FAX 03-5253-1589

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靭化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアへの移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成
- 〔(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援〕

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策
 - ・安全確保策を定める「防災指針」の作成
 - ⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

<災害レッドゾーン>

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

<災害イローバー>

- 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進

*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



車道中心の駅前広場 → 駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

-官民一体で取り組むにぎわい空間の創出

例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

〔(予算)公共空間リバーションへの交付金等による支援
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減〕

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

-都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行なう法人（市町村が指定）

〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

-立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

-都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ

⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

(KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）

（2021年～2025年【2021年:100件 ↗ 2025年:600件】）

○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [3/8]

利水ダム等における事前放流の更なる推進

- 令和2年の出水期から新たな運用を開始している事前放流の取組みを一級水系に加えて全国の二級水系にも展開することとしており、都道府県が事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置を講じる。
- 更に効率的・効果的に事前放流を実施できるよう、放水管の増設など、利水ダムの施設改良等を推進するため、河川管理者が利水ダムの施設改良等を主体的に行う制度を創設する。加えて、利水ダムを管理する民間事業者等が事前放流のために放流施設を整備した場合の固定資産税の特例措置を創設する。

- また、利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進するために、河川管理者、利水者等で構成する法定協議会を創設する。【流域治水関連法案】

損失補填(特別交付税措置)

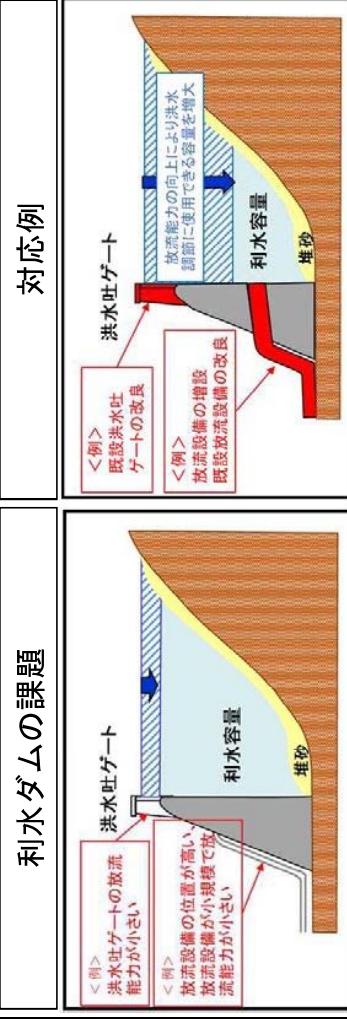
○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

- ・二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、特別交付税措置(措置率0.8)を講じる
(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)。

利水ダムの改造(河川管理者による整備)

- 河川管理者による利水ダムの新たな施設整備制度の創設
- ・放水管の増設など、利水ダムの施設改良等を行うことで大きな洪水調節効果が期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設(原則、利水ダム管理者の費用負担なし)。

| | 河川管理者 | ダムの管理者の区分 | 支援内容と国の負担 |
|------|--------------------------------|---------------------|--|
| 一級水系 | 国土交通省 | 直轄・水資源機構 が管理するダム | 代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填(国10/10) |
| | 利水者 | 利水者 が管理するダム | 代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填(国10/10) |
| | 国土交通省 (指定区間の管理を 都道府県が実施) | 利水者 が管理するダム | 代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、現在は国の支拂無し) 一特別交付税(0.8)【拡充】 |
| 二級水系 | 都道府県 | 利水者 が管理するダム | 代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、現在は国の支拂無し) 一特別交付税(0.8)【拡充】 |
| | 都道府県 | 都道府県 が管理するダム | 代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、現在は国の支拂無し) 一特別交付税(0.8)【拡充】 |



利水ダムの改造(税制の特例措置)

- 固定資産税を非課税とする特例措置の創設
- ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係わる部分の固定資産税を恒久的に非課税とする特例措置を創設。

※ 災害や災害関連事業等、住民生活を維持するため支出がやむを得ないものについては、特別交付税の措置率を0.8としている。

流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化

流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■ 流域治水の計画・体制の強化

- 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

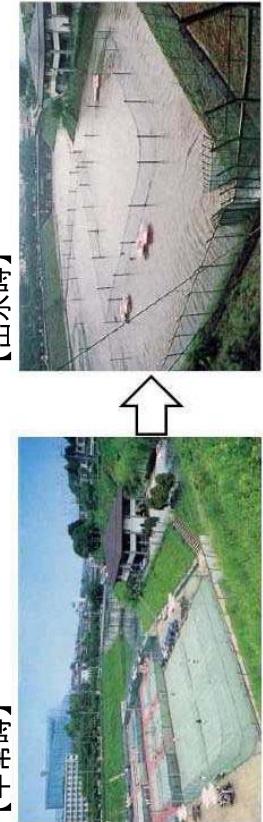
■ 流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

○ ■ 雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

| 「実施主体」 | 河川管理者・下水道管理者 | 左記以外の地方公共団体 | 民間企業等 |
|--------|--------------------------|------------------------------------|---|
| | 1／2 「防災・安全交付金等」 (下水道) | 1／3 「防災・安全交付金等」 (河川) | 1／3 「防災・安全交付金等」 (河川・下水道) ^{※1} |
| 「補助率等」 | 1／2 「防災・安全交付金等」 (河川) | 1／2 「個別補助事業」 (河川) ^{※2} | 1／2 「個別補助事業」 (河川) ^{※2} |

雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)



■ 下線:新規制度(令和3年度拡充)

| | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|--|--|
| 1／2 「個別補助事業」 (河川) ^{※2} | 1／2 「個別補助事業」 (河川) ^{※2} | 1／2 「個別補助事業」 (河川・下水道) ^{※3} | 1／2 「個別補助事業」 (河川・下水道) ^{※3} |
| | | 「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」 または 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」 | 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」 |

固定資産税の減免[特例措置]
(河川・下水道)
固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1／6～1／2)に軽減

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1／2 等。
※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。
※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

**新規
事項**

都市浸水対策の強化－下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等－

- 都市浸水対策の推進のため、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う。
○下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止する。【流域治水関連法案】
○下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速する。【流域治水関連法案】

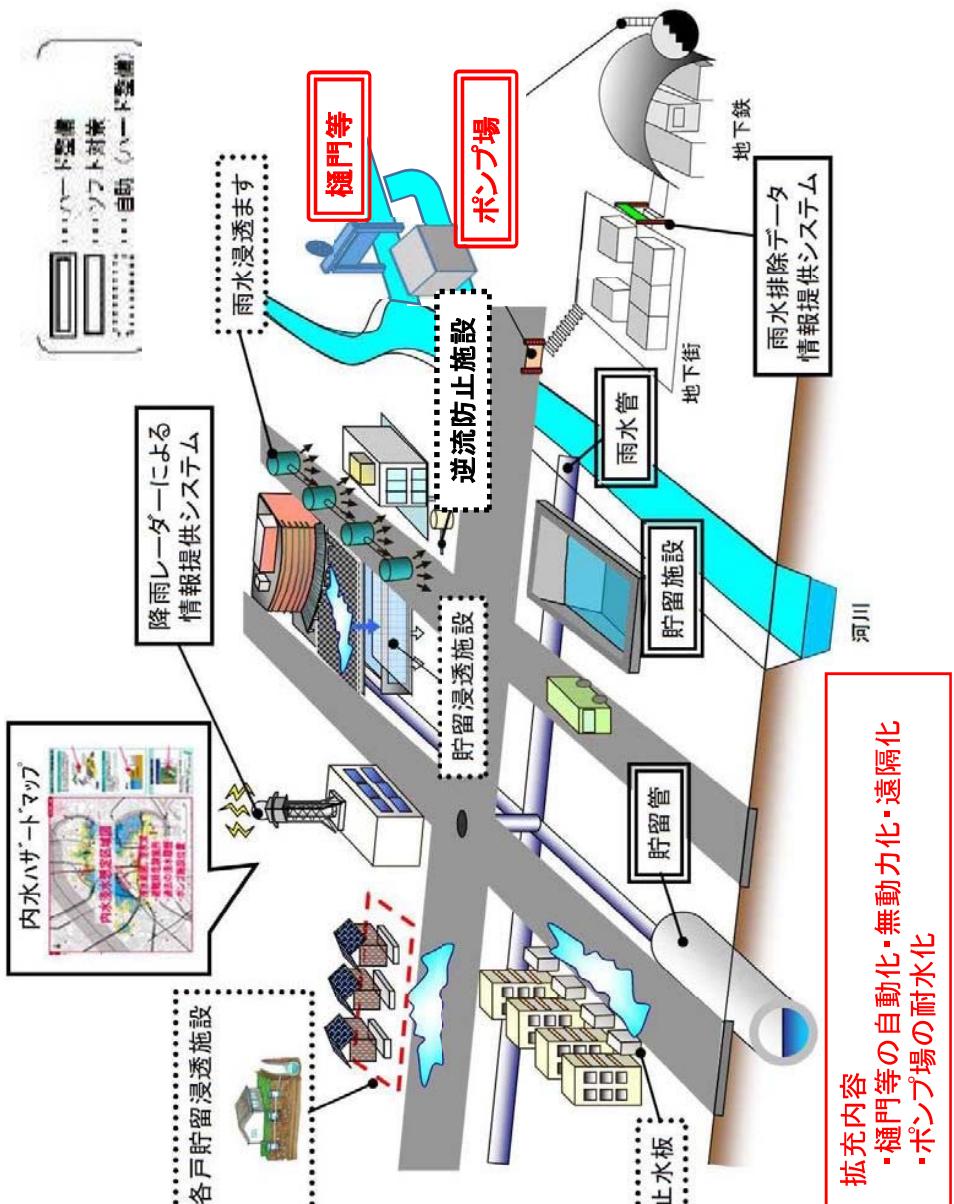
【背景・課題】

○下水道浸水被害軽減総合事業において、都市機能が集積している地区等における一定規模以上の貯留・排水施設の整備を推進しているところ。

○都市浸水対策の推進のため、雨水管等の整備の加速化、省人化等による施設の適切な管理や耐水化が求められている。

【拡充の内容】

○下水道浸水被害軽減総合事業について、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加する。
○雨水管の交付対象要件の見直し(口径等の要件緩和)により、支援対象を追加する拡充等を行う。



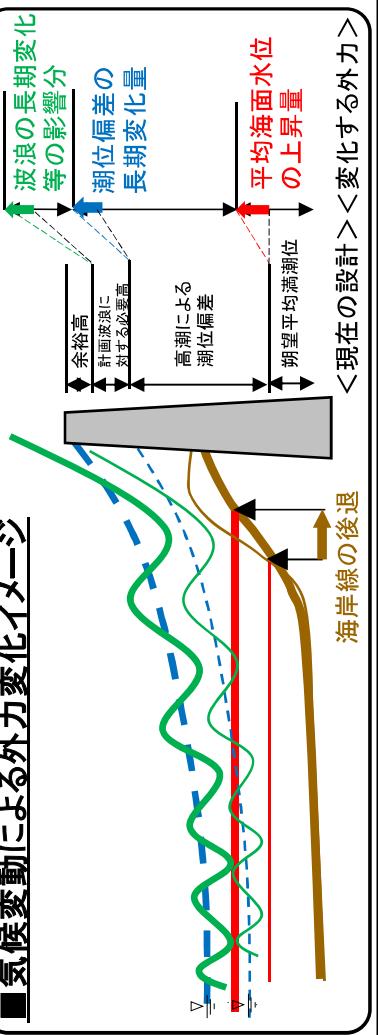
新規事項 気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進

海岸分野において、防災・安全交付金に関する拡充や個別補助制度の創設等を通じて、切迫する地震・津波等に必要な対策を充実させる。

【気候変動を踏まえた海岸保全対策推進のための制度拡充】

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直し等に必要となる検討経費を防災・安全交付金の対象に追加する拡充を行う。

■気候変動による外力変化イメージ



【津波対策緊急事業の創設】

大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。

【海岸保全施設(沖合施設)の長寿命化対策の促進・高度化のための制度創設】

令和2年6月に改訂された「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、

離岸堤等の沖合施設に係る長寿命化計画の見直しに必要となる経費について、防災・安全交付金の対象として支援する制度を創設する。



突堤の被覆プロックの散乱事例

津波の浸入を抑制

津波
低減

防潮堤を
超える時間
延長

潮上高
低減

潮上高

海岸堤防等
(嵩上げ、耐震化)

津波防波堤
(粘り強い化)

■事業の展開イメージ

居住の誘導等のまちづくりと一体となつた砂防関係施設等の整備

新規
事項

- 近年激甚化・頻発化する土砂災害により、地域の社会生活や経済活動を支える公共インフラに基大な被害が発生し、その後の復旧・復興、地域の生活再建が長期化するといつた事態が生じているところ。
- また、土砂災害による人的被害発生の一因として、地域住民の土砂災害リスクに対する認識不足が指摘されているところ。
- 以上を踏まえ、住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組や、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を推進するという観点から、以下2つの制度を創設・拡充する。

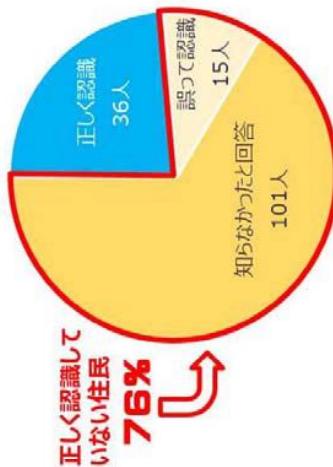
まちづくり連携砂防等事業の創設

- ・ 住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域（立地適正化計画における居住誘導区域（指定予定を含む））及びこれら地域に接続するネットワークインフラを保全する砂防関係事業を計画的・集中的に進めるため、個別補助事業制度として「まちづくり連携砂防等事業」を創設

土砂災害リスク情報整備事業の追加

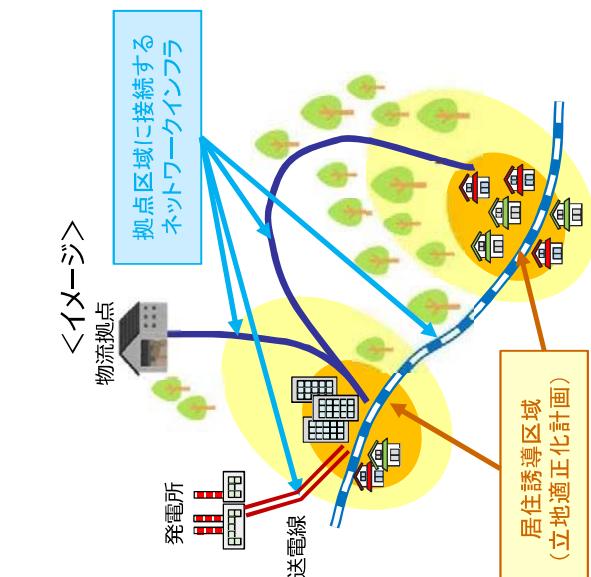
- ・ 土砂災害に関するリスク情報をより分かりやすく伝達し、住民の実効性のある避難行動に資するため、土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置等の取組を防災・安全交付金の支援対象に追加
- ・ 看板等の設置にあたっては、ハザードマップを作成する市町村や危機管理部局などとも連携、内容の充実を図る

〈取組事例〉



平成30年7月豪雨に伴う土砂災害の被災者152人に対する調査結果

土砂災害リスクの理解・認識が不十分



地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

新規

令和3年度当初予算：140億円

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備を「ワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

建築物耐震対策緊急促進事業

| | |
|-------|------------------------------|
| 目的 | 大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保 |
| 対象建築物 | 耐震診断義務付け対象建築物、緊急輸送道路沿道建築物等 |



制振ダンパー

| | |
|--------|--|
| 目的 | 耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対する安全な構造となるもの）等に対する支援 |
| 対象建築物等 | 民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/3 等 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| 目的 | 民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2 等 |
| 事業期間 | 令和3年度～令和5年度 |

災害時拠点強化緊急促進事業

| | |
|--------|--|
| 目的 | 地震時の帰宅困難者等への対応 |
| 対象建築物等 | 地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等 |



防災備蓄倉庫

| | |
|------|---|
| 目的 | 避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援 |
| 事業期間 | 令和3年度～令和5年度 |

電気設備の設置場所の嵩上げ

一時避難場所整備緊急促進事業

| | |
|------|-------------|
| 目的 | 水害時の避難者への対応 |
| 事業期間 | 令和3年度～令和5年度 |



電気設備の設置場所の嵩上げ

災害リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導

新規・見直し

防災の観点から建築規制のかかる災害リスクの高い区域について、同区域内における住宅の立地抑制や同区域からの移転誘導を図る。

＜建築規制がかかる災害リスクの高い区域＞

「土砂災害特別警戒区域」、「災害危険区域（建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る）」

災害リスクの高い区域における立地抑制

令和3年度当初予算
優良住宅整備促進等事業 257.62億円、地域型住宅グリーン化事業 140億円、スマートウェルネス住宅等推進事業 230億円

見直し 新築住宅に係る以下の支援事業の対象地域から災害リスクの高い区域を除外

フラット35S※、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資※、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資※
地域型住宅グリーン化事業、サービス付き高齢者向け住宅整備事業

令和3年度当初予算：地域居住機能再生推進事業 403.37億円、公営住宅整備事業 社会資本整備総合交付金等の内数

見直し 災害リスクの高い区域等における公営住宅の建替えについて、共同施設整備の補助率を引下げ（1/2→1/3）

災害リスクの高い区域からの移転誘導

令和3年度当初予算：社会資本整備総合交付金等の内数

災害リスクの高い区域等における危険住宅の除去、移転先における住宅の建設等を支援
(がけ地等近接危険住宅移転事業・地すべり等関連住宅融資)

令和2年度第3次補正予算：グリーン住宅ポイント制度 1,094億円

新規 災害リスクの高い区域からの移転に伴う高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や既存住宅の購入に対し、最大100万円相当の商品等と交換できるポイントを発行する「グリーン住宅ポイント制度」を創設

新規・拡充

強風災害・水災害等により被害を受けるおそれがある住宅の改修に対する支援

強風災害・水災害等により被害を受けるおそれがある住宅に居住する者が安全に生活できる住宅を確保できるよう、住宅の改修に対する支援を強化する。

屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業

新規

事業内容

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修(修理)に対する支援を行う。

○対象区域：DID地区等で基準風速32m/s以上の区域又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域
※DID地区等：国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が30戸/hai以上となる5ha以上の区域に限る)

屋根の耐風診断

建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号、令和2年改正)に適合しているか、かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士等により診断
【補助率】地方公共団体実施：国1/2 民間実施：国と地方で2/3
【補助対象限度額】31,500円/棟
事業主体が広報誌等により屋根の耐風性能を確保について周知することで自主的な耐風改修を促進することを要件とする



令和3年度当初予算：社会資本整備総合交付金等の内数

令和3年度当初予算：45億円

事業内容

○インスペクションの実施 ○維持保全計画・履歴の作成
○性能向上等 (耐震性・耐風性・劣化抑制・劣化性質・劣化性質・耐久性・可燃性)

○子育て世帯向け改修

○防災性・レジリエンス性向上改修



長期優良住宅化リフォーム推進事業

事業内容

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対する支援を行う。

【対象事業】以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
 - ②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること
- 【補助率】1/3 【補助限度額】100万円/戸 等

拡充 防災性・レジリエンス性向上改修※を補助対象工事に追加する

※例：災害対策（屋根の耐風改修、止水板の設置）、停電・断水対策（蓄電池の設置、飲料水貯留システムの導入）

IV. 令和3年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(1) 防災指針による立地適正化計画の強化

コンパクトシティ形成支援事業 補助 5.0億円(1.00倍)

激甚化・頻発化する自然災害への対応として、「流域治水」の考え方等も踏まえながら、災害リスクを勘案した防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要である。

このため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には、防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることを推進する。

コンパクトシティ形成支援事業

○コンパクトシティの推進

住民の生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化を推進するため、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の作成を支援。

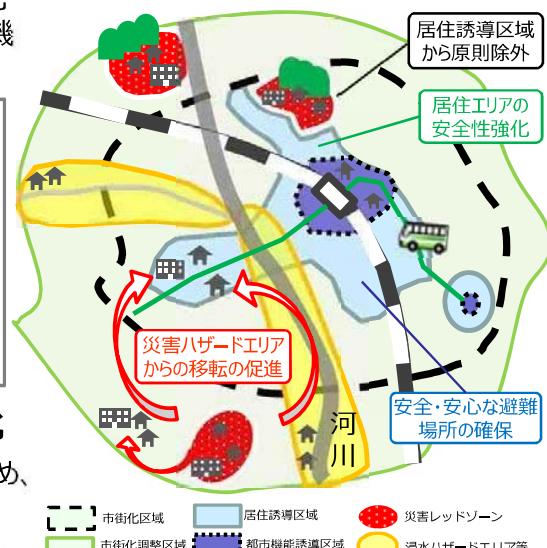
立地適正化計画区域（＝都市計画区域）

○居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

○都市機能誘導区域

生活サービスを増進するエリアと当該エリアに誘導する施設（医療・福祉・商業等）を設定



○コンパクトシティの取組における防災の主流化

居住の安全の確保などの防災・減災対策を推進するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成を支援。

防災指針

浸水被害などの都市の災害リスクの分析を行い、必要な防災・減災対策を位置づける。

○防災指針に基づくハード・ソフトの取組

- ・開発規制や立地誘導等の土地利用方策
- ・移転の促進
- ・土地や家屋の嵩上げ
- ・交通ネットワーク等の機能強化
- ・避難路、避難場所の整備
- ・防災まちづくり活動への支援 等



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園

<立地適正化計画の作成状況>



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(2) 災害ハザードエリアからの移転の促進

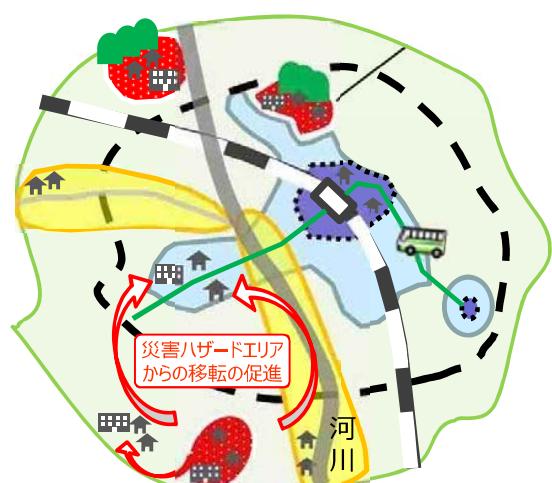
都市構造再編集中支援事業 補 助 **700.0億円(1.00倍)**

防災集団移転促進事業 補 助 **0.4億円(1.00倍)**

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

- 立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件「同種施設 1 都市 1 施設まで」を撤廃。



災害ハザードエリアから誘導施設を移転

- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
 - ・医療施設（病院、診療所等）
 - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
 - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
 - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）



防災集団移転促進事業

- 災害ハザードエリアからの移転を強力に支援するため、防災集団移転促進事業を積極的に活用。

移転イメージ



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(3) 都市機能の安全性の強化

都市構造再編集中支援事業 補 助 **700.0億円(1.00倍)**

都市安全確保拠点整備事業 防安交 **8,540億円の内数**

※令和2年度第3次補正予算 都市構造再編集中支援事業 補 助 3,2億円

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、都市機能の安全性の強化等の防災まちづくりの推進の観点から、市町村等による都市機能の防災力強化の取組等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

- ① 医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策が必要な場合、防災指針に位置付けられた事業に限り、誘導施設の補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ。

【誘導施設における防災対策のイメージ】



- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
- ・ 医療施設（病院、診療所等）
- ・ 社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
- ・ 教育文化施設（認定こども園、小学校等）
- ・ 子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）

- ② 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設へ電気を供給する分散型エネルギーシステム※の整備へ支援。

【分散型エネルギーシステムのイメージ】

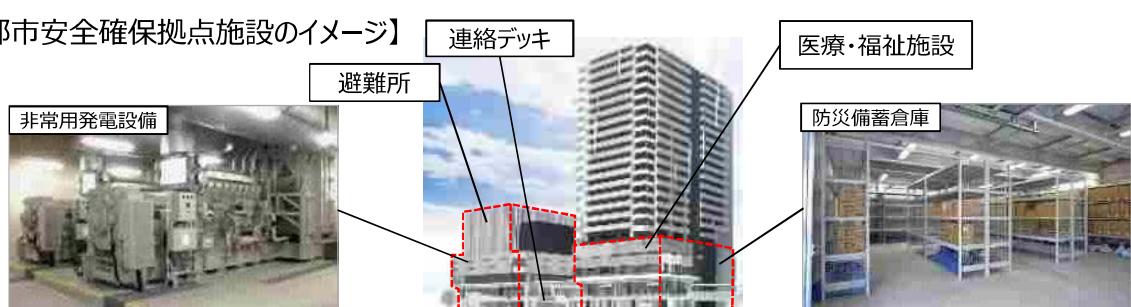


※分散型エネルギーとは、従来の大規模・集中型エネルギーに対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。システムとはCGS（コージェネレーションシステム）や自営線等を指す。
※CGSについては整備に要する費用の2分の1に相当する額を補助対象事業費とする。

都市安全確保拠点整備事業

- 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における、居住者・滞在者等の安全を確保するために必要な施設の整備に対する支援制度を創設。

【都市安全確保拠点施設のイメージ】



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(4) 水災害による被害軽減に向けた取組の強化

都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等 防安交 8,540億円の内数

※令和2年度第3次補正予算 都市再生区画整理事業 防安交 4,246億円の内数

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、既成市街地における浸水被害防止・低減のために実施する防災対策を推進する。

都市再生区画整理事業

- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充の概要

防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

- | | |
|---|--|
| ① 都市再生区画整理事業の 重点地区の対象に追加 し、国費率を1/2に嵩上げ | ② 事業化促進のための事業実施前の 公共施設充当用地の取得等への支援（緊急防災空地整備事業）を拡充 |
|---|--|

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】



都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等

- 地区レベルの防災・減災対策を推進するために、地区計画に位置づけられた地区施設に対する支援を拡充する。

都市再生区画整理事業

拡充の概要

土地区画整理事業において整備する雨水貯留施設等の浸水対策施設に対する支援を拡充



【施設のイメージ】

市街地再開発事業等

拡充の概要

市街地再開発事業等において整備する避難地等に対する支援を拡充



【避難地のイメージ】

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(5) 宅地の安全性の確認・向上に向けた取組の強化

宅地耐震化推進事業 防安交 8,540億円の内数

大規模地震による盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、地盤調査等の宅地の安全性把握のための取組をさらに加速化する。

また、激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、浸水した宅地等の嵩上げを支援対象に追加し、再度災害の防止を図る。

宅地の安全性確認・把握

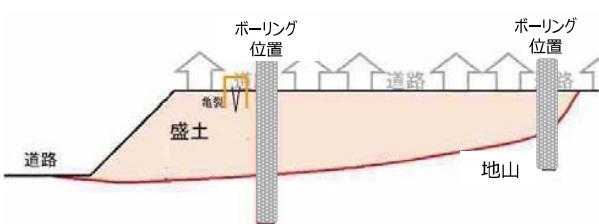
大規模盛土造成地マップ等に基づき、各地区で地盤調査や安定計算を実施し、安全性を把握するための支援を強化。

交付対象:地方公共団体

国費率: 1/3⇒1/2【令和2年度まで】

→ 1/2 (令和4年度まで延長)

大規模盛土造成地の地盤調査の例>



造成宅地の斜面の安全性確認等

造成宅地の切土斜面の安全性を確認するための調査等を支援対象に追加。

交付対象:地方公共団体

国費率: 1/3⇒1/2【令和4年度まで】



宅地擁壁等の危険度調査等



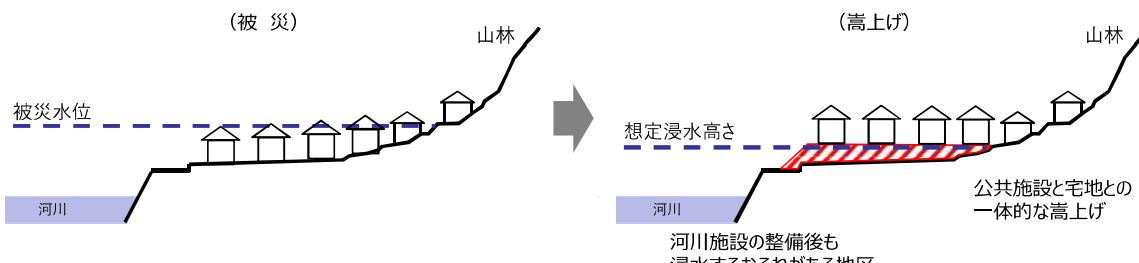
切土斜面の危険度調査等

浸水被災地での宅地等の嵩上げ

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地等の嵩上げを支援対象に追加。

交付対象:地方公共団体
国費率: 1/2

嵩上げによる地区の安全性確保 (イメージ) >



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(6) 防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化

| | | |
|---------------------|-------|-----------------------|
| 国営公園等事業 | 直 輄 | 238.9億円(1.00倍) |
| 都市公園防災事業 | 補 助 | 27.4億円(1.00倍) |
| グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 | 補 助 | 2.5億円(2.45倍) |
| 都市公園・緑地等事業 | 社 総 交 | 6,311億円の内数 |
| | 防 安 交 | 8,540億円の内数 |

※令和2年度第3次補正予算 国営公園等事業 直 輄 31.3億円
都市公園・緑地等事業 防安交 4,246億円の内数

地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により、公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。

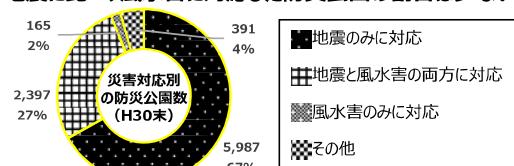
多様な災害に対応した防災公園の整備

- 激甚化・頻発化し全国どこでも発生の恐れがある災害に対し、安全・安心な生活を守るため、防災指針に基づき、地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園を整備。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、都市公園防災事業)

- 指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組む都市（人口5万人以上の都市に限る）を対象都市に追加
- 防災指針等において風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた防災公園の整備について、面積要件等を緩和し支援
(一次避難地となる都市公園について、1ha以上を対象)

■地震に比べ、風水害に対応した防災公園の割合は少ない



■風水害に対応した防災公園の整備イメージ

穂保高台避難公園（長野市）
千曲川氾濫時（R1.10）には公園内の高台広場が避難地として機能



グリーンインフラによる防災・減災対策

- 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組を強化。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

| 支援要件 | 防災・減災推進型（下線部が新たな内容） |
|------------|---|
| 行政計画での位置づけ | 防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組であること (通常型と異なり、計画内容を限定) |
| 補助対象事業 | <ul style="list-style-type: none">公園緑地の整備公共公益施設の緑化民間建築物の緑化市民農園の整備緑化施設の整備既存緑地の保全利用施設（雨水貯留機能を高める施設を含む）の整備（補助対象追加）整備効果の検証グリーンインフラに関する計画策定 |

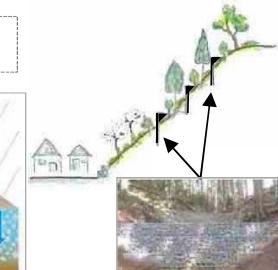
■流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

○都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のため
必要な施設整備のイメージ

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(8) 避難場所の機能強化や防災対策

都市防災総合推進事業 防安交 **8,540億円の内数**

地下街防災推進事業 補 助 **3.5億円(1.00倍)**

※令和2年度第3次補正予算 地下街防災推進事業 補 助 0.5億円

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる感染症対応を含め、避難場所や帰宅困難者受け入れ施設となる地下街の機能強化や、防災対策を推進する。

都市防災総合推進事業

避難場所に対する感染症対策に資する機能強化等を支援対象化

○避難場所における取組

- ・仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化 等



仕切り壁の設置



大規模換気設備

避難場所の整備・機能強化 (現行制度)

災害時の避難に不可欠な避難センター等の避難場所や避難路の整備、既存施設の機能強化を積極的に推進



既存施設（市営住宅）
への避難階段設置



非常用発電設備・防災備蓄倉庫の整備



▶ 安全・安心な避難に必要な避難場所の整備の推進

地下街防災推進事業

感染症対策としての換気設備等を支援対象化

- ・避難時の密集状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修



避難時に想定される密集状態



地下街の換気設備口

事前防災対策の推進

- ・激甚化・頻発化する水害及び切迫する地震災害に対して事前防災・減災の取組を推進



天井板の耐震改修



避難誘導施設の整備

災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)

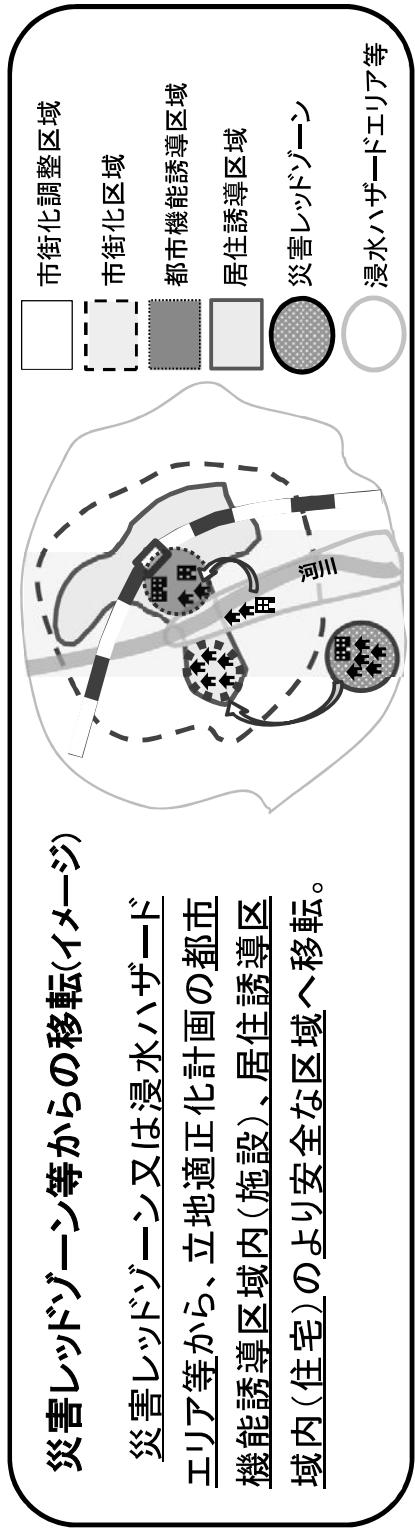
防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

- ・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
- ・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

要望の結果

災害ハザードエリア(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等)から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコードイネットして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる。



特例措置の内容

【登録免許税】本則の1／2軽減

* 所有権移転登記、地上権・質借権設定登記

【不動産取得税】課税標準から1／5控除

結果

上記について特例措置(令和3年4月1日～令和5年3月31日)を創設する。

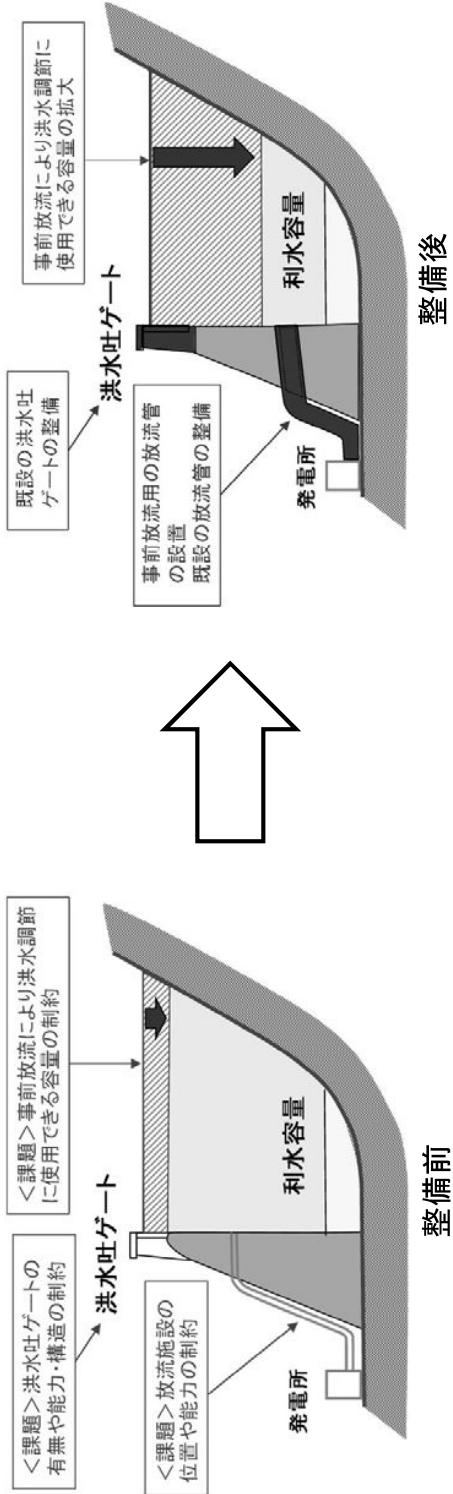
出典①:「平成30年7月豪雨における被害等の概要」平成30年9月28日大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会、「平成30年7月豪雨および北海道胆振東部地震の報告」厚生労働省DMAT事務局
出典②:「令和元年台風第19号等に係る被害状況について」令和2年1月27日第16回社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置等の創設(固定資産税等)

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設する。

施策の背景

- 令和元年12月に関係省庁で構成される「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で策定した基本方針において、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう必要な措置を講じることとしている。
- 利水ダムは発電や農業等を目的に整備されているため、事前放流で使用する放流管が小規模であるなどの理由で、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムがあることから、放流施設の整備を促進する必要がある。



要望の結果

特例措置の内容

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする等の措置を講じる。

結果

恒久的な特例措置を創設する。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



地下貯留のケース



上部がオープンのケース

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参照して6分の1以上2分の1以下で市町村の条例で定める割合とする。

結果

3年間(～令和6年3月31日)の特例措置を創設する。